

倉吉市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月14日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第17号

倉吉市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

倉吉市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年倉吉市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
倉吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年倉吉市条例第34号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			倉吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年倉吉市条例第34号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	略		常時介護を要する状態	略	
	2	一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。）。		2	一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。）。
随時介護を要する状態	略		随時介護を要する状態	略	
	2	一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。）。		2	一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。）。

	護に要する費用として支出された額が <u>42,700円</u> 以下であるときに限る。)			護に要する費用として支出された額が <u>40,600円</u> 以下であるときに限る。)	
--	---	--	--	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用する。

(内払)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の倉吉市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定により算定された額による介護補償は、この規則による改正後の倉吉市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則により算定された額による介護補償の内払とみなす。